

在宅ねたきり老人及び認知症である老人介護手当について

○介護手当制度の目的

この手当の制度は、在宅ねたきり老人及び認知症である老人の介護者に対して手当を支給することにより、介護者の労をねぎらうとともに、福祉の増進を図ることを目的としています。

○手当を受けられる人

- 1、65歳以上のねたきり老人等（要介護4、要介護5）を、日常生活において常時介護している方。
- 2、野木町に住所を有する人で、在宅ねたきり老人及び認知症である老人と同居している方。

○手当額および支給方法

- 1、手 当 額 年 額 24,000円（申請月から月割りで支給）
- 2、支 給 月 9月・3月（2回）それぞれ該当月までの分を支給します。
- 3、支給期間 受給資格認定の申請をした日の属する月から、資格を喪失した日の属する月まで。
- 4、支給方法 介護者の口座に振り込みます。

○申請の手続き

- 1、在宅ねたきり老人及び認知症である老人介護手当申請書（給付・年金係）
- 2、要介護度のわかる書類（介護保険被保険者証など）
- 3、認め印
- 4、介護者の銀行等通帳

○現況届

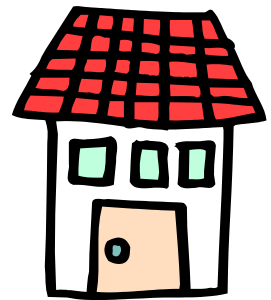
毎年1回、6月1日の現況を町長に提出しなければなりません。

（現況届は、その年の受給資格を審査するものです。）

（現況届の用紙は、5月末日頃に送付いたします。）

○その他の届出

- 1、住所及び氏名を変更したとき。
- 2、在宅から施設に入所したとき。
- 3、 // 病院に入院したとき。



※ 手当をうける資格がなくなってもかかわらず、引続き手当を受けていますと、返還していただくこととなりますのでご注意ください。

問い合わせ先
野木町住民課給付・年金係
電話 0280-57-4141